

第8編 業務 } 消防法施行令第36条第2項第2号の規定により消防長が指定する防火対象物

○消防法施行令第36条第2項第2号の規定
により消防長が指定する防火対象物

} 昭和51年12月21日
告示第5号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第36条第2項第2号の規定により、消防長が消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させなければならないと認める防火対象物を、次のとおり指定する。

政令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの